

質 問 回 答 書

令和4年12月26日
京都府教育庁管理部管理課

(入札名) 京都府立丹波支援学校仮設校舎賃貸借

事項	質 問	回 答
1	仮設許可を取得出来るものとして考えてよろしいでしょうか。	仮設許可の取得は否定しませんが、仮設許可申請にあたっては所管土木事務所との協議が必要になります。
2	構造根拠があれば、H鋼基礎の使用は可能でしょうか。	建築基準法及び関係法令上に適合する場合は使用可能です。
3	鉄骨部材、その他設備機器のリユース品は使用可能でしょうか。	使用材料の品質を確保できる場合使用可能です。ただし、詳細については所管土木事務所と協議のこと。
4	10t車の搬入は可能でしょうか。	搬入は可能ですが、近隣の住宅地の通行にあたっては十分に注意してください。
5	バリアフリー対応として出てくるものを教えてください。	主な内容は出入口の幅、トイレの手摺等があり、エレベーターの設置は義務ではありません。詳細については「京都府福祉のまちづくり条例」を確認してください。
6	申請業務の請負範囲として、計画通知の業務のみでその他開発等業務は御済でしょうか。	既存建物や市街化調整区域における整理は計画通知提出までに管理課が行います。
7	近隣対策費用は別途でよろしいでしょうか。	必要な場合は契約変更の対象とします。
8	期間の変更により期間が短くなった場合、賃貸料減はないものとしてよろしいでしょうか。	3月1日からの利用開始を想定した金額としていますので、利用開始時期の変更により賃貸借期間が短くなった場合はその期間に応じた額を減額します。
9	工事期間中、学校への配慮は行いますが、工事優先で京都府として協議いただくものとしてよろしいでしょうか。	工事工程が決まりしだい、調整が必要な事項がある場合は学校と協議を行います。
		以上